

都道府県がん診療連携拠点病院連絡協議会 臨床研究部会設置要綱(案)

(設置)

第1条 がん診療連携拠点病院で実施される、治験を含むがんの臨床研究、特に研究者主導臨床試験の実施および支援基盤の整備・強化を図ることを目的として、都道府県がん診療連携拠点病院連絡協議会の下部機関として、臨床研究部会(以下「部会」という。)を設置する。

(検討事項)

第2条 部会は、次の事項について情報を共有・検討する。

- (1)がん診療連携拠点病院が実施する臨床研究、特に研究者主導臨床試験の研究基盤整備に関する事項
- (2)現場のみでは解決が難しい施策・制度面の改善のための提言や提案に関する事項
- (3)臨床研究に関する、患者・国民への情報提供に関する事項
- (4)臨床研究に関する都道府県がん診療連携拠点病院の地域がん診療連携拠点病院に対する役割や活動に関する事項
- (5)その他、部会長が必要と認める事項

(組織)

第3条 部会は、部会長および部会正副委員をもって組織する。

- 2 部会長は、独立行政法人国立がん研究センター多施設臨床試験支援センター長をもって充て、部会を統括する。
- 3 部会正副委員は、都道府県がん診療連携拠点病院連絡協議会参加施設の臨床研究基盤整備の責任者またはそれに準ずる者、または臨床研究基盤整備における実務者の中から、当該都道府県がん診療連携拠点病院施設長が推薦し、部会長が承認する。
- 4 部会委員の任期は定めない。

(ワーキンググループ)

第4条 部会長は、部会の円滑な運営を図るため、必要と認めるときは部会にワーキンググループを設け、グループ長およびグループ委員を指名することができる。

- 2 ワーキンググループは、グループ長およびグループ委員をもって組織する。
- 3 グループ長は、ワーキンググループを主宰する。
- 4 グループ長は検討した結果を部会長および部会に報告する。

(会議)

第5条 部会は、必要に応じ部会長が招集する

- 2 ワーキンググループは必要に応じグループ長が招集する。

3 部会長およびグループ長は、必要に応じて検討事項に関係ある者に部会、およびワーキンググループへの出席を求め、意見を聴取することができる。

(旅費および謝金)

第6条 部会出席にかかる委員等の旅費は各委員の所属する機関の負担とする。ただし、開催開催等により他組織からの支弁が可能な場合にはその限りではない。

(事務局)

第7条 部会の事務局は、独立行政法人国立がん研究センター 多施設臨床試験支援センターに置き、事務局長は部会長が指名する。

(その他)

第8条 この要綱に定めのない事項については、部会長が定める。

附則

(施行期日)

本要綱は、平成26年7月8日より施行する。